

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
運営適正化委員会委員を選考する選考委員会設置規程

(目的)

第1条 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会の委員を選考することを目的として、運営適正化委員会委員を選考する選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員構成及び委嘱)

第2条 委員会は、次の各号に掲げるもので構成し、長崎県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）が委嘱する。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 公益を代表するもの | 2名 |
| (2) 福祉サービス利用者を代表する者 | 2名 |
| (3) 社会福祉事業経営者を代表する者 | 2名 |

- 2 県社協会長は、委員会委員を委嘱するにあたり、委員会委員候補者の公示を行い、住民、福祉サービスの利用者、社会福祉事業の経営者、その他の関係者から意見を聴取する。
- 3 委員会に欠員が生じ、補充選任する場合についても同様とする。
- 4 委員会の委員は、運営適正化委員会の委員と兼ねることはできない。
- 5 公示及び意見聴取に関する事項は別に定める。

(機能)

第3条 委員会は、県社協会長が選考、提案した運営適正化委員会委員候補者について審議を行う。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に公益を代表する委員の中から、委員の互選により委員長、副委員長をそれぞれ1名置く。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は利用者を代表する委員、社会福祉事業経営者を代表する委員、公益を代表する委員の各2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。

(文書審議)

第7条 第3条に定める審議を行うにあたり、以下の各号に掲げるものに該当し、県社協会長が認めた場合に限り、前条に定める委員会の開催に代えて文書により審議を行うことができる。

(1) 運営適正化委員会の委員が所属する団体等から推薦を受けた委員または職務により指定した委員の退任に伴う補欠委員の候補者について審議する場合で、補欠委員の候補者も同様に同じ団体等からの推薦を受けた者または同じ団体等の同等の職務の者の場合。

(2) 緊急に運営適正化委員会または運営適正化委員会各合議体のいずれか（以下「適正化委員会等」という。）を開催する案件があり、かつ、開催すべき適正化委員会等の成立に必要な委員の出席人数に対し、適正化委員会等開催時点で就任している適正化委員会等を担当する委員の人数が不足しており、適切な時期に適正化委員会等の開催ができない場合。

2 上記のほか文書審議に必要な事項は前条各号の規定に準じる。

(その他)

第8条 この規程の定めない事項については、必要に応じ県社協会長が定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成13年1月15日制定し同日から施行する。

(経過措置) この規程の制定によるそれぞれの規定に定める業務は、平成12年8月16日に始まる選考委員会委員候補者の公示の日から適用する。

2 この規程は、平成13年8月30日一部改正し、平成14年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成30年4月1日一部改正し、同日から施行する。